

第1章. 立地適正化計画の概要



第1章

1. 1 計画の背景と目的

近年、わが国では、急速な人口減少による活力低下や少子高齢化、大都市への人口集中などが大きな課題となっています。今後、持続可能なまちづくりを進める上では、都市機能の集約による効果的・効率的な生活サービスの提供や、一定エリアでの人口密度の維持、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの確保が重要となっています。このような背景の中、平成26年（2014年）8月に『都市再生特別措置法』が改正・施行され、『立地適正化計画制度』が創設されました。この制度は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、行政と住民や民間事業者が一体となって“集約型都市構造”に向けた取組みを推進する計画として活用できるものです。

本市の人口は、平成27年（2015年）には約27万人、令和2年（2020年）には約25万5千人となっており、令和22年（2040年）には20万人を下回るまで減少する予測が国立社会保障・人口問題研究所から示されています。将来にわたり市民が安心して暮らしていくために、必要な生活サービスを享受できる環境の確保や財政面・経済面で持続可能な都市経営、更には災害に強いまちづくりの推進等が求められています。第3次下関市総合計画においては、本市特有の分散型の市街地形態や人口減少、高齢化の進展による都市機能の低下や地域コミュニティの衰退等に対応するため、持続可能な都市の形成と市街地の魅力向上の実現に向けて取組を進めることとしています。

こうした背景や課題を踏まえ、本市では、人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方等を示すことや、頻発、甚大化する自然災害への対応として都市防災に関する機能の確保を目的に、下関市立地適正化計画（以下、「本計画」という）を策定します。

1. 2 計画の目標年次

本計画の目標年次は、中長期的なまちづくりの方向性を視野に入れた、当初策定（令和2年（2020年）1月）から20年後の令和22年（2040年）を目指すものとします。なお、本計画は、本市を取巻く社会経済状況の変化や本計画の達成状況に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

1. 3 計画の対象区域

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を対象区域とすることとされています。

本市においては、下関都市計画区域及び下関北都市計画区域を対象とします。

■ 計画対象区域



第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

1. 4 立地適正化計画の位置付け

本計画は居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランとして策定する計画であり、『第3次下関市総合計画』『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』等の上位計画に即して策定します。また、コンパクトシティに向けた具体的な取組みとして、土地利用に対する施策だけでなく、公共交通施策、住宅施策等の多様な分野の計画と連携する必要があります。

特に、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークの確保については下関市地域公共交通計画との整合を図って参ります。

なお、本計画は都市再生特別措置法第82条に基づき、「下関市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。本計画の基本的な考え方や各区域等の設定は上位計画や関連計画等の変更を踏まえ随時調整を図り、見直していくものとします。

